

頓阿法師と聖阿上人

伊藤祐晃

(一)

淨土宗の第七祖である、了譽聖阿上人の傳記中に於て、上人が壯年の砌上落して、歌聖頓阿法師に謁して歌道の奥儀を尋ね、其秘訣を受けられた又頓阿法師に對しては淨土鎮西の教義を授けられたとの一項がある。

亦頓阿法師の傳記中にも、良惠上人に眞宗院に謁して淨土西山の法義をうけ、了譽上人上落の時、參會して鎮西流義をも傳受せられたりと記せられて居る、けれども雙方共に年月日が記るしてないから夫れが何時頃であつたかが今日の處では判然せないのである。

元來頓阿法師と其當時の名師たる兼好法師、並に聖阿上人等と年齢の比較をして見ると、頓阿と兼好とは兼好が七歳の長老で、聖阿上人とは頓阿法師の方が五十三歳の長者となる譯で、若し普通の説に據ると、頓阿と兼好は頓阿が二十歳の年少者となり、聖阿上人と頓阿法師との差は四十歳に短縮せらるゝ次第となる譯である、其理由は頓阿法師の寂年及年齢に於て二説あるからである。

普通の説によると元中元年（南朝至徳元年）三月十三日世壽八十四歳、東山雙林寺に於て歿すと云ふのであるが南山巡狩録と大日本史とは文中元年壬子で（北朝の應安五年）三月十八日世壽八十二歳となつて居るのである但し大日本史は矢張年齢は八十四となつて居る何れが正しいか今定め兼ねるが恐く大日本史は南山巡狩録に依つたものであらうから、先づ此方に依るとする。

頓阿の若き時、謁した良惠上人とは西山善慧から四代目の學匠で經空と云ひ始め嵯峨中院の竹林寺に住し後ち城南深草眞宗院に居られた名僧で栗田口一品良教の息である、次に了譽聖阿師の最初の上洛は何書にも其年次が缺けて居るから判然せぬが、大凡二十五六歳から三十二三歳頃であつたらしい其際頓阿は既に老耄期に入り、七十七八歳から八十四歳迄の間で所謂末年であつた様である。

我了譽聖阿上人は未だ若年ながらも、其頃既に諸宗に聞えた學匠であるから、頓阿が之に鎮西の教義を聞かれしも亦至當である、又一方頓阿は既に歌道の耆宿として當時の第一人者として上下の均しく敬意を拂ひ、歌道の挽回を此人に期待した程であるから、上人の法師に其道の奧秘を尋ねられしは尤なる道理である。

鎮流祖傳の聖阿傳にも、和歌之祕奧を頓阿に學び「古今集序註」を製し、「後圓融帝勅徵官延に入れ蓮社之宗風を説き、或は和歌を製して勅問に應ず」とあるが古今集序註の跋には

于時應永
戊仲秋上旬候
了譽誌之
六十

とあるから頓阿に遇ひたるは壯年上洛の由で、「古今集序五註卷」の著作は三十餘年後の應永十三年に相當して阿師六十六歳弟子了曉の爲めに常州瓜連の談所常福寺に於てと識して居る、其翌々年の應永十五年の六十八歳で「日本書紀私鈔」を著作して居られる、かゝる次第で阿師の歌道に關する著述が稍晩年に行はれて居ると云ふ事は注意すべき事柄である。

抑も頓阿と阿師が南北朝時代の末期に生れ合せ、たとひ宿因の摧する處とはいへ一人は洛陽に生れ一人は關東常陸の野に呱呱の聲を擧げたのであるから、深重の因縁がないと遭遇する事は困難である當時の如き戦亂にして且交通不便の際山河百數拾里を隔て遙々笈を負ひて上洛し、時に八十歳に垂んとする老翁を訪ねて、一代の歌論を聽くことを得るに至ては、重々の宿命的因縁の然らしむる處である。

(二)

一代の歌聖頓阿と偉僧聖阿との遭遇を廣義に解すれば、吾淨土門と歌道の因縁醇熟を物語るものであるいざ是より淨土門に於ける歌道との關繫を少しく叙述して見よう。

日本の淨土教が鎌倉の初期に當つて、法然房源空上人、其人に據つて特殊の發展を爲した事は今更事新しく喋々する迄もないのであるが、法然上人が當時の歌人と如何なる關係を持つて居られたかと云ふに、青蓮院慈圓大僧正を首として、右京大夫藤原隆信及び其子の左京大夫信實、隆信朝臣の異兄弟に當る定家卿との關係もあるが、法然上人門下に晩年ではあるが下野國宇都宮の領主であつた彌三

郎頼綱なるもの實信房蓮生と號して或る時變の爲め俄かに入道の身となりて洛西嵯峨野に草庵を構へたのである、いまだ壯年をも過ぎざる勃々たる勇心を抱きて若隱居を餘儀なくされたのである、其經歷の概略を叙べて見ると、彼れは元來關東の名家で、北條時政の女聲である、時の尼將軍政子とは義兄弟の間で寔に赫々たる身分である、然るに最近北條時政が平賀朝雅を將軍に擁立せむと欲する陰謀に加擔したとの尼將軍の忌諱に觸れ鎌倉より打手を差向けられ、宇都宮に於て一族郎黨六十餘人と共に髻を斬り出家して其罪を謝したのである、そして自身は鎌倉に出て義時に就て之を謝し夫より上洛して洛西嵯峨野小倉山の麓に草庵をしつらひ、爾來悠悠風月を友とす時に年僅に廿八歳なりしと。

此人元來歌道の素養あるを以て時々和歌を詠して英氣を漏らし、出家以後は撰集ある毎に往々蓮生法師の名を以て載せられてあるは即ち彼の詠である

嵯峨野の其隣境には歌道の達人たる定家卿の中院山莊もある、其側には徳大寺左大臣實能公の孫で有名な法眼圓實の三男に當る前大納言律師公全といひ此人も最近或事件の爲に肥後國に配流せられ、歸洛後法然上人の門弟となり名を湛空と改めたる人である、此三人は俱に貴族の出身であるから和歌の趣味もあり自然交際して居つたのである、或日蓮生法師は湛空から法然上人が今攝州勝尾山に籠居せらるゝ經緯と最近自分も聖道門を捨て、其法然の弟子となれる所以を詳しく聞かされたのである、頼綱入道蓮生は出家せしも未だ師承もなき身なれば直に勝尾寺にと急ぎ法然上人に謁し茲に始めて湛

空と同じく法然門下の一衲衣となつたのである。

夫れから、定家卿と蓮生法師とは洛西小倉山のつれづれが因縁となりて、蓮生の長女と定家の嫡子とは茲に縁談が整ひ宇都宮十八萬石の姫君は定家の長子たる爲家卿の新夫人と定まりぬ、斯に芽出度御子左家の歌道の本家も宇都宮氏の後援で其經濟上稍々安泰なるを得たのである、

因に彼の有名なる小倉百人一首も、此時蓮生の山莊に蓮生の著作せるを定家の書き贈れる徑路は即ち明月記によりて明瞭である。

定家の嫡長たる爲家卿も父に劣らぬ名人と稱せられて家名を擧げた、其夫人宇都宮氏との間にも數子を生めり、後年爲氏、爲教、爲相の三家に分立せるは幸か不幸か、兎も角其後胤は三流に分れて繁榮せり此三子は、即ち御子左、京極、冷泉の三家鼎立となりて同じ爲家の同胞でありながら烈しき軋轢を續けて後世に及だのである。

頼綱入道蓮生は自分の小倉の山莊を、友人であり相弟子となれる湛空に譲りて、法然滅後は其高弟でありし西山上人證空の草庵に近き乙訓郡三鉢寺附近に移住せり、是歌道には定家爲家等と血縁關係も生し其誘導に依り撰集にも助はる光榮に浴せしも一方佛道修養の方面に對しては甚だ物足らぬ自覺を感ぜるより證空上人に二字を呈して隨逐する事になれり、今一人の湛空も先きには其生家たる徳大寺家よりは一代の歌聖西行を出だし、歌道に於ては二尊院湛空が屢々名歌を出だし、西音法師等と贈答の

事は「古今著聞集」にも出て居る、猶湛空の歌は法然上人傳記中にも最古の繪傳と稱せらる、「傳法繪詞」の所々に挿入されし和歌は概ね作者湛空の自作である事を知らねばならぬ。(本朝祖師傳記繪詞は九卷傳の本名也)

斯の如き譯で法然上人高足の一人なる湛空と、武士的入道の門人蓮生法師との因縁で淨土門の一角に敷嶋の道なる歌道の流入せる事を忘れてはならぬ、況んや夫れが後世に至りて歌道の血縁を率ける了譽聖罔の五重相傳組織にヒントを與ふるに於てをや、加之、今洛西の其場所を訪へは一時ではあるが法然上人の遺骸を茲に陰匿し其後荼毘して之を埋藏せし二尊教院は、既に上人生前にも經回せられし遺蹟にして、況んや其遺骸を東山大谷より此地に輸送せる其頭梁は湛空と蓮生の二人と云ふにあらずや、

(三)

談は姑く入道蓮生の女孿たる爲家卿の事に戻るが、初め後白河朝の俊成と共に後鳥羽の定家は歌道中興無雙の歌仙と稱せられ、其子爲家も又名人にて、後嵯峨の時に續後撰集、後深草の朝に續古今集を撰したり、爲家の長子即ち宇都宮入道蓮生の女の生んだ爲氏は龜山の院宣を以て續拾遺集を撰し、後宇多帝は其子の爲世を師として後二條の初め新後撰集を撰せらる、仲子の爲教は京極家と號して一旗節を建て、其次の爲相は冷泉家と稱して都合三家に分れたるは後嵯峨帝の御時でありし。

定家—爲家—

爲教—京極家—

爲兼徒然草に
資朝ノ述懐アル人

爲氏—母ハ宇都宮入道蓮生之女—爲世—御子左家或ハ二條家

爲相 母ハ阿佛尼冷泉家

仲子京極爲教の子爲兼は和歌蹴鞠に堪能で性極めて硬直でありき、爲氏の歌風を拙なりとして別に一機軸を出し、西園寺實兼に扶持されてありしが、爲世に至つては其才力是に敵せざりしは實なるべし、實兼も爲世の歌風を正しとせず、伏見帝は東宮時代より爲兼を師として深く寵信し給へり、即位の後に勅撰集を撰ませんと思すと雖も御子左家より諍ふて決せず、加之、爲兼は伏見帝の初めより政事にも關與し猜忌に因りて非難集まり兩度まで流罪に處せられたのである、

徒然草に爲兼大納言入道召捕れて武士ども打圍みて六波羅へ出行ければ、日野資朝卿一條わたりにて之を見て、「あな美しや、世にあらん思出、かくこそあらまほしけれ」と言れける、とはは後の流罪の時にして、其事世に隠れなけれど、爲兼の事は知るものなかりしに、光嚴帝宸記の世に出るに及んで委く知らるゝに至れり、

光嚴帝宸記 (省畧)

右宸記中に見遁すべからざる一節がある、それは爲兼の言にして「佛法和歌更不有差別之意地」と云一言なり、是れ當時多くの歌人の懷抱せる志操であらう、頓阿聖罔既に然り聖罔上人が五重相傳組

織の主旨は其時代の趨勢に適應せる宗門擁護の一大方策たるは言ふ迄もないが其動機たるや歌道を學び其奧秘の傳授に倣ひて事茲に及べることを最も注意すべきであらう、光嚴、花園、兩宸記に京極爲兼の行動が巨細に載せられたるは其光榮眞に羨むべきである、然して其人物の優良なる、寔に宸記の如しとするも當時歌道の三家が如何に其家領の争より延いて歌道の評となり當時の政争たる南北兩朝に及び、相反目を重ね、爲家一系より出でし骨肉が如何にも仇敵の如く醜争を續けし事を憾むのである。

其原因は是より先き建治元年五月前權大納言正二位藤原爲家薨ず年七十八、子爲氏嫡子として御子左の祖として(又二條トモ云フ)相續す、龜山上皇爲氏をして和歌を撰進せしめ給へり、弘安二年十二月成る續拾遺和歌集之正元年中爲家は播摩國細川莊の地頭職を嫡子爲氏母ハ宇都宮賴綱入道蓮生の女也に譲りしも、後ち爲氏不孝の事ありと稱して、文永十年七月廿四日及び同十一年六月廿四日の兩通の讓狀を以て改めて是を爲相に與へたり、爲家の薨せし時爲相猶ほ幼なかりしかば爲氏其細河莊を収めて是を領せり。

爲相の母は平度繁の女で、安嘉門院に仕へて四條といひ出家して阿佛尼と云ふ、性慧敏にして和歌を善くし爲氏の押妨に遭ひて憂悶措く能はざる次第である、建治三年十月巾纏の身を以て自ら鎌倉に赴き幕府に訴ふるところあり、其紀行が有名な十六夜日記である、弘安二年四月に爲氏も鎌倉に赴き發するに臨み上皇之に馬を賜ひしなどは院使を奉ずるが如きも恐くは亦此訴に關するものであらう、

(經長卿記)

此訴訟は久しく決せず阿佛尼は遂に鎌倉に客死するに至つた或は云ふ爲相も此に薨せりと云ふ。爲氏も同八年八月鎌倉にありて出家し九年九月薨するに至る、正應二年十一月幕府は爲相を理として其本領を復せしめたが、爲氏の子爲世之に服せず、爲相を訴へ同四年八月其勝利に歸した、後ち正和二年七月幕府は復之を爲相に付せり、かゝる有様で家領の争が段々延いて歌道の争となり、彼等同族のみならず各々高貴の方々迄各々最負の方に荷擔する次第なれば此點克く能く注意すべきである。談は歌道の本家筋の經歷を概括して叙述して見たが再び本題の頓阿法師の系圖にもどらう。

(四)

元來頓阿法師の系圖は其家集「草庵集」に依ると

△道長——賴通——師實——師通

——能實——全春——仁春

仁尋——仁譽——泰尋出家號頓阿——經賢——按察使僧都 號威空

堯尋權大僧都堯孝法印權大僧都——女子

——堯孝爲養子 實ハ清水谷ノ子

△師實——維遠——十三代——光貞下野守

貞宗——二階堂下總守、出家號泰尋、後號頓阿 作者部類云俗名貞宗二階堂下野守光貞ノ子

或云小野宮大納言能實八世ノ孫
藤原系圖云遁世而號頓阿號按蔡僧都又號
成空

經賢權大僧都
候妙法院

との數説が掲げてある、大日本史既に論じて居る如く全春、仁春、仁尋、仁譽、泰尋等の名は皆法系であつて俗系ではない、夫を謬つて俗系の如く記載したのであらうと云へるはさもあるべし、第二の光貞、貞宗、經賢と次第せるものが稍々系圖に近く、經賢が弟子法印と記載せるは所謂眞弟子にして、頓阿以後は俗系と法系とは同一で頓阿も妻帶僧なるは明なるもの、如し。

康富記の享德四年七月五日(中略)後聞常光院權大僧都堯孝法師今日卒去年六十五云云頓阿以來代々歌人也、殊當代興家先年新續古今被撰之時爲和歌所開闢者也而依無實子以清水谷中將實久朝臣弟爲養子令繼家猶到歌道者兼無相續之仁以女子尼衆授吾道之口傳如形殘置之云云爲世爲道可惜之。以上

一、續作者部類下卷に

堯尋頓阿孫法印經賢之子 又云堯仁とも

或書云堯孝を常光院と云ふ頓阿をひおほちと云ふは頓阿經賢堯仁堯孝にして曾祖父に當る云云

一、迎陽文集に、抑蔡花院者平生棲息之閑地、終身安心之幽莊也

頓阿五句願文

應安五年四月日

弟子法印大和尚位少僧都經賢 敬白

一、堯孝家集に、文安三年三月十三日蔡花園にまうでて法事の後、御室木寺の神殿などの花を只獨眺望して

たぐひなき色をしるべきうき身さへ

ひとりみ山の花の蔭かな 堯孝

蔡花園は山城國葛野郡にありて其地未考、或は妙心寺邊歟、山城名勝志に妙心寺の前に出して其方角を記さず、蔡花は白蓮をいふ、草庵集雜部瀧水の所に委し、

一、崑玉集に頓阿は四條道場にも住て後には雙林寺にて身まかりぬる也、墓など今に在り、

私案、頓阿法師の洛陽附近の住所を考るに四條道場金蓮寺は謂ふ迄もなく、蔡花園の花園妙心寺附近なりし事は想像し得らるゝも未だ確たる場所を指定し得ぬは遺憾とする處で、家集に蔡花園山莊にて

げにかゝる花の春にやあはざらむ

花さく山の陰にすまずは

又仁和寺の菴室にて (仁和寺西二丁)

世のうさをそへてきくこそ悲しけれ

都に近き山のあらじに

とあり、又城南三室戸の草庵も彼れが歌に依て知らるゝ所であるが、草庵集に世の中静かならず侍りし頃三室戸の菴室にて

さびしさは忍びこそせめいとひきて

世を宇治山の峰の松風

とあれば一時洛内のさわがしきを避けて菴居せるものなるべし今春三室戸の開張に頓阿の此歌を忍びつゝ訪ね至りしも、只峰の松風を聴くばかりにて、菴居の所もさだかならず、いともの足らぬ心地せり

頓阿の出家は多分洛東聖護院に於てせるなるべし其當時の門跡仁譽に就ひて剃染し天台寺門派の一侶として泰尋と號せしものであらう、是れ前掲の系圖に仁譽の下に泰尋經賢尋堯孝と次第せるは皆出家以後の聖護院法系から出でし俗系の混亂であらう、三室戸に一時避難せしも同寺か往古も今も聖護院の所轄にして宇治平等院の最勝院と共に聖護院門跡の末寺なるを以て知るべきである、彼れか其後一遍門下の時宗に轉宗して泰尋を頓阿と改めたるは其家集に屢々、聖護院二品親王家の五十首とあるのは恐く後年に及び壯年出家遁世の昔を偲び、其師藉の恩に酬ゐる爲め年々數回五十首宛献詠せし

ものなるべし當時の法親王は光嚴帝の皇子なる寛譽法親王である

(五)

彼れは其歌道に於ては御子左大納言爲世卿の正系で古今傳授の一流である、爲明卿新拾遺集の事未だ終らずして逝去し玉ひしかば、頓阿續て撰し終りぬ所著の書は、井蛙抄四冊、新續歌仙集二冊、家の集なる草庵集十冊なり、貞治二年比、七十餘歳にして、攝政良基公と問答して近代和歌の風體異風になるを歎きて正風體に改め 世の龜鑑とせんが爲め其書を「愚問賢註」と號せられた、杯實は勅命であると云ふ、當代和歌の四天王と云はれしは、頓阿、慶運、淨辨、兼好、中にも頓阿を最も勝れたりとするのである。

徹書記物語云、或會に頓阿六首の題をとりて、見わたして所用あて小棚の下へ押入て、罷り出たる所に慶運が六首取たる題に皆とりかへてをきたるに既に短冊重ねる所へ頓阿歸り來りて見れば悉く以前の題に非ざるに、墨をしすりて、さら／＼と書て出し筆ぬ、此歌皆よき間、慶運申けるは、賢くぞ我仕りたる、加様の時こそ堪能の程はあらはれぬべきとぞ申ける、其六首の中に「橋霜」といふ題に山人の道のゆさゝのあともなし

夜のまの霜のまゝのつぎはし

頓阿と慶運は四天王中なれど、慶運は淨辨の子息なれば年齢も餘程若かりしもの、如し、慶運の歌

は新千載集に四首入られしかば之を喜び、撰者を九拜して感涙を流し侍りしが、頼阿が歌十餘首入ぬと聞て後曰吾歌を皆切出し侍るとや、此人今はに臨み年比の詠草共并に抄物を東山藤本の草庵に埋み捨侍ると也

今案するに頼阿の歌は「新千載集」を考るに四首あり、十餘首とは如何なる譯なるにや、淨辨歌は入りて慶運歌は之れ無し、頼阿の歌の撰集に入れる數は

續千載集に 一首 續後拾遺集に 二首

風雅集に 一首 新千載集に 四首

新拾遺集に 九首 新後拾遺集に 八首

新續古今集に 十九首

細川幽齋の詠歌大概抄に凡そ歌の事、「古今」は和歌の頂上の集なり、三代集までは其面影残りといへども次第に陵夷して金葉、詞花にてはたと其風體損じけるを、西行がよみなをせる由、世に之を稱す。然るに俊成卿千載集を撰ばれしより以後、金葉の風をかへて歌の道、中興せり云云、新古今には花の過たりとて新勅撰集には實を本とせり、そのうち爲家又勅をうけて續後撰をえらび進せらる、此集正風體にして花實相兼云云

此後又和歌陵夷せるを後普光園攝政、頼阿と志を同して風體を申改られて、再び和歌の道をこれり

之れ頼阿が力也、「愚問賢註に其趣見えたり」と。

(六)

了譽聖岡上人の父母の血統に關しては古來異説はあるが常陸國の豪族の出なる事に於ては諸傳の一致する處で、父は白石志摩守義光或は宗義と云ひ、清和源氏の華胄で常陸の豪族佐竹氏の支族に當り久慈郡岩瀬の城主であつたらしいと云、母は鴻巢寶幢院所藏である蓮如法尼母の法諱の畫像贊によると「同國筑波郡小田城主小田筑後守源朝臣の息女也」とあると云ふ、小田氏は栗田關白道兼の後裔で宇都宮宗綱の子筑後守八田知家の末葉であるから藤原氏でなければならぬ、源朝臣は誤謬であらうと云ふのである(高瀬承嚴氏の説に據る)そして此人は貞治五年九月廿六日五十九歳で歿し諡して了證と言つてを、聖岡上人は曆應四年(後村上帝興國三年)正月二十五日生れである。

此頃は南北朝に分れて、いづれも惑亂の衢で今日の味方は明日は敵であるかも知れぬ、いづれも保證の出來ぬ人心混亂の時代である、曆應三年に北畠顯能が陸奥守となつて義良親王を奉して奥羽を鎮する事になつて親房は之を輔けて海路任に赴かんとして伊勢より進航したが遇々大風に遇ふて親王及び顯信を失ひ親房の乗船は常陸に漂着したのである。そこで小田治久の小田城に入り東北諸國を招たが天皇崩じ給ひ、後村上天皇が立給ふ、興國二年陸良親王を城中に迎えて之を奉じたが高柳直大兵を率ひて圍むや親房援を下總結城の城主結城親朝に乞ふた、けれども親朝は款を尊氏に通じて其請に應せ

ず、幾干もなくして治久もまた師直に降つた、茲に於て已を得ず城を棄て、親房も吉野に走つた、此時親房を助けた小田治久の副將豊原刑部も足利に歸順した、豪族佐竹義敦軍の搦手の副將白石宗義と劍を相交へ、終ひに白石宗義を討つて起つ能はざらしめた、宗義の妻は其當時五歳なる一子を携えて山に逃れ、野に隠れて、只管遺兒の生長を祈つた、是れが即ち了譽上人である、其後母は遺兒を故城に程近き、瓜連の常福寺了實上人の室に投じて出家せしめた、時に年八歳とも一説には九歳で其名を聖罔と改めたと云ふ、文和四年十五歳で了實の師なる同國太田の法然寺連勝永慶の坐下に學ぶ事四年延文三年十八歳で武藏箕田の定慧上人を訪ふたが、定慧箕田を去つて鎌倉光明寺に赴き更に轉じて桑原の道場に居られたから其跡を逐ふて謁し、康安元年廿一歳で淨土述聞鈔を與へられたから私意を加へて定慧に呈した、慧之を見て大に賞せられた、淨土述聞口決鈔二卷が之れである、蓋し之れ述作の始である、越えて二年廿三歳で淨土眞宗付法傳一卷を作つて一宗相傳の系譜を明らかにし以て師鍊の淨土宗を指して寓宗と貶したのを駁した、貞治四年二十五歳にして定慧より淨土宗相傳の宗義行業、并に圓頓布薩の大戒を附囑せられた、そして定慧の本山傳を受け了たから、蓮勝の末山傳と兩傳を兼ね受けた事となる、夫れから諸州を遍歴して各宗の碩徳巨匠の門を敲かんため定慧の下を辭られたと云ふのであるから、先づ眞言の要義を叔父の、常陸中西實幢院の宥尊法印に受けた、宥尊は白石志摩守宗義の舍弟であつたと云ふ、次に天台一實の妙旨は、法印眞源より受け、唯識、俱舍、因明等の性

相學は下野國埴田東勝寺明哲及び同國磐田寺の學園に學び、此間に上洛せられ頓阿法師にも面謁せられ其誘導によりて參内も遂げられしものなるべし。京洛より歸郷後、永和四年卅八歳で同國大庭山往生院南瀧坊に寓して、一切經を披閱された、東勝寺に性相を研學し、大庭山に闕藏をされたに就いては深き存意のある處で、是れは後段に叙述しよう。

(七)

下野國埴田の東勝寺と云ふは、その昔嵯峨野に於て法然上人の高弟湛空の徳運に因り勝尾山に趣き上人の門弟の一人に加はりし頼綱入道蓮生の孫に當る宇都宮彌三郎景綱が其父貞綱の冥福の爲め建立せし法相宗の關東に於ける一大佛刹である。そして聖阿上人の其母は實に宇都宮彌三郎入道蓮生の孫子である、予が先きに其蓮生法師の關係で歌道の一部が吾法然門下の一角に流入せし因縁を述べて置いた、果せる哉蓮生の血を受けたる了譽聖阿上人が吾淨土宗の第七祖として嗣祖し鎮西正義の傳燈を大成するに大功ありし事は、寔に深重の因果關係が含まれて居るのである、聖阿の諱を了譽と稱せられしは慥に生母の諡號了證の一字を採られしもので蓋し尋常一様にあらざる悲母追恩の思ひ出なるべし御子左家が蓮生の血統を交へて居る。そして夫は爲氏からである、其爲氏の代表的門人として當時帝者の師となれる頓阿は寔に一代の歌聖である、聖阿の之を直指して上洛せしは、血統を引ける御子左の代表者に口傳を聽かんと希望である、圖らざりき四條道場に於ける頓阿の口授に神道並に歌道の

秘訣に至ると、「此事甚深の口傳也聊爾に之を談ずべからず」と此言葉は當時歌道の骨肉が領地事件から率ゐて歌道並に南北朝の抗争問題と迄に及び常に互に口にする常套語である、當時禪宗全盛につきかゝる標語は尋常茶飯事たりしと雖ども歌道に於ては「古今傳授」思想の擡頭と云ひ細川幽齋の身と共に亡す事を惜みたる、「今古集」傳授も實は斯時醜醉して所謂堂上歌學の、「口傳秘授」なりと云ふ事は茲に起因するのである。聖岡上人が六十六歳にして「古今集序註」を書き、六十八歳で「日本書記私鈔」をものせるは決して偶然ではない、己が祖先の血を分けたる歌道の宗家御子左の代表的頓阿法師より口授奥傳を得其天職とせる本宗の傳法組織に之を應用して遂に之を完了するに至るのである。

古來傳法上に於て種々論議の殘されてある例せば了蓮寺檀越の家に生れたる延享の四休菴貞極の「五重廢立鈔」等に於ける詳細なる批判は後日更に標題を改めて述べることにする(終)

弘安元年三月西山のよし峰寺に外祖父蓮生法師舊跡の花のちり侍りけるを見侍りて

新 千 載

爲 氏

尋きて昔をとへは山里の

花のしづくも涙なりけり